第1章 対策の方針

- 気象庁では、中央防災会議での「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、 令和元年5月31日から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提 供を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととし た。
- これを受け、東京都地域防災計画 震災編(令和元年修正) 第4部 南海トラフ地震等防災対策では、『変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。』としている。
- また、南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい想定となっている。
- これらを踏まえ、市における南海トラフ地震等への対策は地震編を準用することとし、本付編においては、「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた暫定的な対応として、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、本編 第1章 第1節「東海地震事前対策の考え方」で定める。

参考(気象庁ホームページより)「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」

参考URL:https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/info_criterion.html

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

○「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

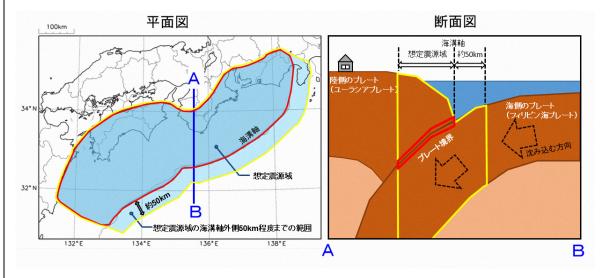
「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件	
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	
南海トラフ地震関連解説情報	 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります 	

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報 発表します。

キーワード	情報発表条件	
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内(下図黄枠部)でマグニチュード 6.8 以上(※1)の地震(※2)が発生 ・1カ所以上のひずみ計(※3)での有意な変化(※4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべり(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード (※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合	
巨大地震注意	 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震 (※2) が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合 は除く) 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくり すべりが発生したと評価した場合 	
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	



想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013))のプレート境界部(図中赤枠部)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度:図中黄枠部)

- ※1:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生 直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。
- ※2:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3:気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、 高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4: 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1~3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されています。 具体的には、

レベル1:平常時のデータのゆらぎの中の1年に1~2回現れる程度の値に設定。

レベル2:レベル1の1.5~1.8倍に設定。

レベル3:レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部($30\sim40\,\mathrm{km}$)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、 短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

- ※6:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。 従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を 持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表す る津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに 留意が必要です。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の 発表は行っていません。

第1節 東海地震事前対策の考え方

第1 東海地震事前対策の目的

- 東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、都、市及び各防災 関係機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。
- 武蔵野市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく地震防災対策強化地域として指定されなかったため、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- しかし、震度 5 弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、市内においては人口の集中と商業・金融の集積、そして都市型のホテル、劇場などが進出し、人口の集中はさらに高密となっていること、また、区部と連なり市街化により都市施設、機能も集中し、災害に弱い都市構造となりつつあり、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱が懸念されている。
- このため、武蔵野市防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、武蔵野市地域防災 計画の付編として、「東海地震事前対策」を策定するものである。

第2 基本的な考え方

- 本計画は次の考え方を基本に策定したものである。
 - 1 警戒宣言が発せられた場合においても、武蔵野市の都市機能は極力平常どおり維持することを基本とする。
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置 (資料第31(予知情報、注意情報、関連する調査情報、警戒宣言))
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
 - 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

(資料第32(異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス))

- 3 この対策に記載のない東海地震に係る予防対策及び応急対策は、武蔵野市地域防災計画 に基づき実施する。
- 4 武蔵野市の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- 5 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等、区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。

- (2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があることから、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
- (3) 都及び各防災関係機関並びに隣接市区等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(資料第33(気象庁震度階級関連解説表))

第2章 市及び防災機関の役割

【本部管理部 本部管理班】

○ 市及び防災機関の役割は、震災編 第2部 第1章 第2節「市・都及び防災機関の役割」 を準用する。

第3章 市民・事業所等のとるべき措置

- 武蔵野市は、人口及び都市施設等が密集していることから、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。
- このため、都、市及び各防災関係機関は万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を 防止するためには、市民、自主防災組織、及び事業所の果たす役割は極めて大きいといえる。
- 市民一人一人、自主防災組織、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び 混乱は大幅に減少させることができる。
- 本章においては、警戒宣言が発せられた時にとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

第1 平常時

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 目頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動の防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水(1日一人3 に目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレの準備、 電気・ガス対策として、懐中電灯、電池、モバイルバッテリー、カセットガスコンロ、ガス ボンベ等の備蓄、感染症対策に配慮した備蓄(マスク、手指消毒液等)

(家庭の事情に合わせた備蓄の啓発:乳幼児のいる家庭、高齢者、障害者のいる家庭、ペットを飼育している家庭などを啓発する。)

- 7 在宅避難に向けた食料や生活用品を備える日常備蓄(ローリングストック)の実施(最低 3日間分、推奨1週間分)
- 8 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 9 買い物や片づけなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 10 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 11 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 12 市・都及び避難所運営組織・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 13 地域団体(避難所運営組織・自主防災組織・コミュニティ協議会・地域社協など)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 14 避難行動要支援者(災害時要援護者含む)がいる家庭における、「避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 15 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 16 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビやラジオ等の情報に注意する。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用は自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 市等の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (2) 都、市、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) メーターガス栓の位置を確認する(避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。)。
 - (3) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオ等を除く)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)。
 - (4) L P ガスボンベの固定措置を点検する(避難するときは、L P ガスボンベの元栓を閉める。)。
 - (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所にロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。 (非常持出品の準備)
- 9 防炎素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- 10 自家用車等の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- 11 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

- (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて引き取りにいく。
- 12 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合せる。
- 13 エレベーターの使用は避ける。
- 14 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 15 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 16 買い急ぎをしない

第2節 自主防災組織のとるべき措置

第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法について も地域住民等に周知しておく。
- 2 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - (1) 市及び防災関係機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- 2 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- 2 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 地区内住民にとるべき措置(前節参照)を呼びかける。
- 4 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 要配慮者の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 8 救急医薬品等を点検する。
- 9 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第4 その他

○ その他自主防災組織が結成されていない地域にあっては、地域コミュニティ組織等が前記 に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

第1 平常時

- 1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
 - 強化地域以外の事業所にあっても、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び 事業所防災計画に規定
- 2 従業員等に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達体制の確立
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 6 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自衛消防組織等の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達 する。この場合、スーパーマーケット等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等 の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設 ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の 安全に留意する。
- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品 等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。 ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層建築物・地下街内の店舗にあって は混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。

- 5 火器使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止 し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の 混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水含む。)等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- 8 不要不急の電話 (携帯電話を含む。) の使用を中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資 器材を配備する。
- 11 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、 従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を 確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては徒歩等による ものとし、原則として交通機関は利用しない。

第4章 災害予防対策

第1節 東海地震に備え整備する事業

【本部管理部 本部管理班】

○ 地震による被害を未然に防止するための予防対策は、武蔵野市地域防災計画の災害予防計画に基づいて実施する。

第2節 広報及び教育

【本部管理部 本部管理班】

- 地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得する とともに、理解を一層深める必要がある。
- 市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように地震に関する情報提供等を行い、防災対策について教育・啓発及び指導を行うものとする。

第1 広報(都・市)

○ 地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、武蔵野市の地域の予想 震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と 発災に伴う被害の軽減を図る。

広報の基本的な流れ

○ 広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③ 警戒宣言が発せられた時から地震発生まで、④注意情報が解除された時の4つに区分し、広報を行う。

実施事項

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)・注意情報についての広報
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- (4) 武蔵野市の地域の予想震度及び被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- (6) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (7) 気象庁が、東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が、東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

- 主な例を示すと次のとおりである。
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - a 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - c その他防災上必要な事項
 - イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時の交通規制の内容
 - b 自動車利用の自粛の呼び掛け
 - c その他防災上必要な事項
 - ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - b 回線の輻輳と規制の内容
 - c 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
 - エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - a 生活関連物資取扱店の営業
 - b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
 - オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
 - カ その他の広報 電気、ガス等の使用上の注意

広報手段

- (1) テレビ、ラジオ等による広域的広報
- (2) インターネット等による速報的広報
- (3) 広報車、防災無線等による地域的・現場的広報

広報の方法

- (1) 印刷物による広報
 - 市報及び各防災関係機関の各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) インターネット等による広報
 - ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- (3) イベントや講演会等による広報
 - 防災関係のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

第2 教育指導

幼児・児童・生徒等に対する教育

○ 都、市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒等に対する地震防災 教育を実施する。

第4章 災害予防対策

第3節 事業所に対する指導

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震発生時の安全行動
- ② 登下校(園)時等の安全行動等
- (2) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

自動車運転者に対する指導(都)

- 都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるよう、事前 に次の事項について教育指導を行う。
- (3) 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項
 - イ 道路交通と交通規制の概況
 - ウ 自動車運転者のとるべき措置
 - エ その他の防災措置等
- (4) 教育指導方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 自動車教習所における教育、指導

第3節 事業所に対する指導

【本部管理部 本部管理班】

第1 事業所防災計画等の作成

○ 警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

防災体制の確立

○ 自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

情報の収集伝達等

- テレビ、ラジオ等による情報の把握
- 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- 本社、支社間等の通信連絡手段の確保

- 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- 顧客、従業員等に対する安全の確保

安全対策面からの営業の方針

- 劇場、映画館、地下街等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- その他消防計画等に定める事項の徹底

出火防止及び初期消火

- 火気使用設備器具の使用制限
- 危険物、薬品等の安全措置
- 消防用設備等の点検
- 初期消火態勢の確保

危害防止

○ 商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

第2 事業所に対する指導

事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

機関	対 象 事 業 所
東京消防庁	1 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画、全体についての消防
	計画を作成することとされている事業所
	2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされて
	いる事業所
	3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされてい
	る事業所
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う
	次の事業所
	(1) 高圧ガス製造者
	(2) 高圧ガス貯蔵所
	(3) 特定高圧ガス消費者
	2 火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局	1 毒物劇物取締法の適用事業所
	2 R I 使用医療機関

(注) 1 東京消防庁は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係 機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

事業所指導の内容

機 関	対 象 事 業 所	
東京消防庁	1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項	
	2 予防規程に定める事項	
	(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。)	
	3 事業所防災計画に定める事項	
都環境局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項	
	2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項	
都福祉保健局	1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項	
	2 R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項	

第4節 防災訓練

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、警戒宣言時において、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を 講ずる責務がある。
- 警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災関係機関別訓練が必要となるが、その実施方法等は震災編第3 部第1章第6節防災訓練の充実を準用する。

第5章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

- 東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時 観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。
- 本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。
- ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭に おいて行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応

【本部管理部 本部管理班】

情報名、情報内容及び市 ・ 防災関係機関の配備態勢

○ 東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時 の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に	○ 観測データに通常とは異なる変化が観測され	
関連する	た場合、その変化の原因についての調査の状況が	第1警戒態勢
調査情報	発表される。	及び
[カラーレベ	○ 発表情報後、東海地震発生のおそれがなくなっ	連絡要員を確保する態勢
ル 青]	たと判断された場合は、その旨が発表される。	

情報活動

- 市(防災課)は、調査情報の発表を覚知したときは、「第1警戒態勢」をとり、東京都、 気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、直ちに市各部課及び市出先 機関、施設(教育施設を含む)並びに防災関係機関に情報を伝達する。
- 市及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

伝達体制

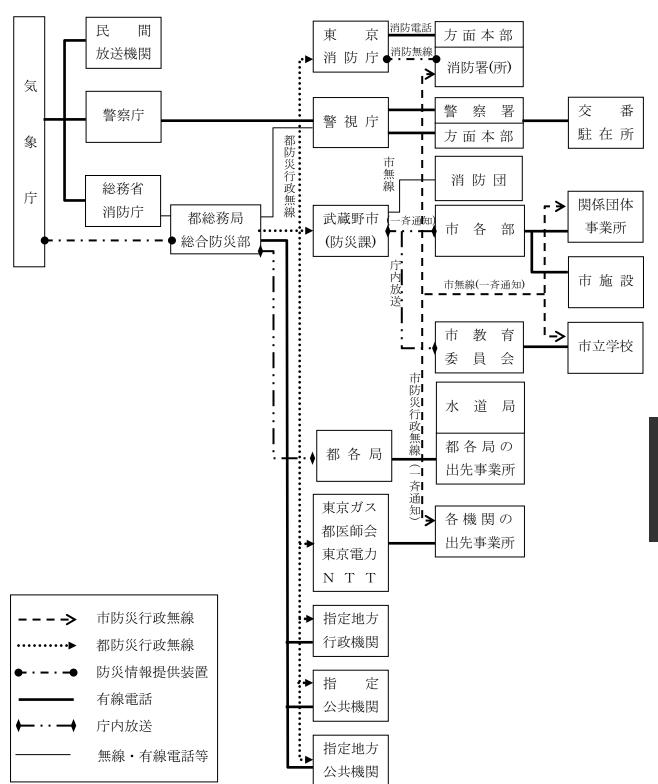
- ア 調査情報の発表は、都(総務局総合防災部)から市(防災課)に伝達されるほか、報道機 関を通じて報道される。
- イ 防災安全部は、都(総務局総合防災部又は夜間防災連絡室)から東海地震に関連する調査 情報(臨時)に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝 達する。
- ウ 各部長は、部内の職員及び出先事業所等へ伝達する。
- エ 一般住民へは、原則として報道機関を通じて伝達するが、混乱防止のため特に必要と認めた場合は、市が適切な広報手段により情報の伝達を行う。

第5章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 第1節 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応

オ 各部は、特に伝達が必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

伝達事項

- ア 市各部及び防災関係機関は、調査情報の情報内容を伝達するほか、平常時の活動を継続し ながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な態勢をとることを合わせて伝達する。
- イ 調査情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合は、その情報内 容及び態勢を解除するよう速やかに伝達する。



【図表5-1 東海地震に関連する調査情報(臨時)の連絡伝達系統図】

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

【本部管理部 本部管理班】

情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

- 東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合、市・各防災機関は担 当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報 の共有を図る。
- 判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと 判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震	知測とした現在で表次地震の芸业現在でもファン	第2次応急対策本部
注意情報 [カラーレ	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能 性が高まったと認められた場合に発表される。	(担当職員の緊急参集及び情
ベル 黄]		報の収集・連絡ができる態勢)

情報活動

- 注意情報発表時においては、防災安全部は、都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行うとともに、直ちに市各部課及び市出先機関、施設(教育施設を含む。)並びに防災関係機関に情報を伝達する。
- 各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

伝達態勢

機関	内容
市	1 防災安全部(勤務時間外は当直室)は、都総務局総合防災部(勤務時間外は都夜間防災連絡室)から、注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線、有線電話その他の手段を活用して、直ちにその旨を市各部、市出先機関、施設(教育施設を含む。)及び防災関係機関に伝達する。 2 勤務時間外における市職員の伝達は、武蔵野市安否確認システムに基づき、連絡・伝達する。
武蔵野警察署	警察署は、市若しくは警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直 ちにその旨を電話その他の手段により署員に伝達する。
武蔵野消防署	消防署は、東京消防庁が都総務局から受けた注意情報を消防無線その 他の手段により伝達を受け、署員に徹底する。
防災関係機関	防災安全部から注意情報の連絡を受けた時は、直ちに必要な部署に伝達する。

伝達事項

○ 市及び各防災関係機関は、東京都からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び応 急対策の準備行動をとるよう伝達する。

第5章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 第2節 東海地震注意情報発表時の対応

○ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢及び応急活動を解除するよう速や かに伝達する。

活動態勢

○ 注意情報を受けた場合、市及び各防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

機関	内容
	1 市災害対策本部の設置準備
	市は、注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市 災害対策本部の設置準備に入る。
	なお、休日夜間等勤務時間外に当該連絡報を受けた場合、当直室から緊
	急連絡網により連絡し、参集した職員は市災害対策本部の設置準備に入
	る。
	2 職員の参集
-1-	配備態勢は、第2次応急対策本部とする。なお、動員の伝達は、第1
市	節の伝達系統による。
	3 所掌事務
	市災害対策本部が設置されるまでの間、防災安全部防災課が他部並びに
	防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。
	(1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集・伝達
	(2) 社会的混乱防止のための広報
	(3) 都及び防災関係機関等との連絡調整
	(4) 消防団本部への伝達
	1 警備本部の設置
	注意情報を受けた時点で、武蔵野警察署長は、現場警備本部を設置し、
武蔵野警察署	管内の警備指揮にあたる。
	2 警備要員の参集
	警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の
	発表を知ったときは、自所属に参集する。
	○ 震災警戒態勢の発令された場合は、次の対応を行う。
	1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成
	2 震災消防活動部隊の編成 3 防災関係機関への職員の派遣
武蔵野消防署	4 救急医療情報の収集体制の強化
以 成 判 府 例 有	5 救助・救急資器材の準備
	6 情報受信体制の強化
	7 出火防止、初期消火等の広報の準備
	8 その他消防活動上必要な情報の収集
	○ 注意情報を受けた場合、又は注意情報の発表を知った場合は、担当職
防災関係機関	員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収
	集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

【本部管理部 本部管理班】

- 注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。
- 市は、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。
- なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び 広報を行うとともに、関係機関(防災安全部、警察署、消防署)へ通報し、関係機関は必要な 情報等を市民に広報する。

第4節 注意情報時の混乱防止措置

【本部管理部 本部管理班、武蔵野警察署】

○ 注意情報発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は次のとおりである。

機 関	内容
市	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達 (2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 (3) 市集会施設等の利用者に対しては、注意情報の報道開始後に、その 旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。 (4) その他の必要事項 2 対応機関 市(各部)が都及び各防災関係機関の協力を得て対処する。
武蔵野警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の 状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるととも に、市民等に対して注意情報が発表された場合の市民等のとるべき措置、 運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応 するよう呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必 要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。

第5節 情報の発表を受けた時の対応措置

【災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班】

学校(幼稚園、小学校、中学校)

(1) 登校前、登(下)校途中の措置

ア 登校前(在宅中)に注意情報の発表があったときは、解除情報の発表が出るまで在宅し、 登校しない。

第5章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 第5節 情報の発表を受けた時の対応措置

イ 登校途中に、注意情報の発表を知ったときは、そのまま登校して学校の指示に従う。また、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用すること にしている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

(2) 在校(園)時の措置

ア 園長及び学校長は、注意情報の発表があったときは、直ちに、教職員に対し、その旨を 伝達するとともに、緊急措置をとることを指示する。

イ 児童・生徒等に対する伝達と指導

- 学校(園)は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意 事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業(保育) の再開等について説明する。
- 児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校(園)計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(3) 注意情報が発表された時の学校(園)における対応措置の保護者への周知

- ア 注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
- イ 学校(園)においては、注意情報が発表された段階では授業(保育)を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業(保育)を中止して帰宅の措置をとる。
- ウ したがって、学校(園)は、平素から、保護者に対して学校(園)の対応策を周知徹底 しておく。
- エ 特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるよう打合せておくことが大切である。
- オ なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校 (園) した場合は、校(園) 長の責任において臨機の措置をとる。

(4) 校外指導時の措置

- ア 宿泊を伴う指導時(移動教室、修学旅行など)に注意情報の発表を知ったときは、児童・ 生徒に対し、注意情報の発表を伝達するとともに、地震に対する注意事項、今後の行動な どについて説明し、冷静に待つ。また、速やかに学校に連絡をとり、現地の対応状況を報 告する。
- イ 遠足などの場合に注意情報の発表を知ったときは、速やかに学校に連絡をとり、原則と して帰校の措置をとる。帰校後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。

保育園、学童クラブ

- (1) 登校前、登(下) 校途中の措置
- ア 登園(館)前(在宅中)に注意情報の発表があったときは、解除情報の発表が出るまで 在宅し、登園(館)しない。
- イ 登園(館)途中に、注意情報の発表を知ったときは、そのまま登園(館)して園(館) の指示に従う。また、下園(館)中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学 童クラブを利用することにしている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従 う。
- (2) 在園(館) 時の措置
- ア 園長及び館長は、注意情報の発表があったときは、直ちに、教職員に対し、その旨を伝達するとともに、緊急措置をとることを指示する。
- イ 職員は注意情報が発表されても、勤務体系は原則として平常勤務と変わりないものとする。ただし、上司から命令があるまで、退庁時間がすぎても退庁しない。また、不要不急の会議・行事等は、原則として中止する。
- ウ 注意情報が発表された場合は、
 - ① 正しい情報を入手する。
 - ・テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を確認する。
 - ・防災ラジオの情報に注意する。
 - ② 室外保育・遠足のときは、園(館)に戻る。
 - ③ 原則として、通常どおり保育を行う。

市立集会·利用施設

- 不特定多数の市民等が利用する市立集会・利用施設については、混乱防止の観点から、次の措置を講ずる。
 - (1) 各施設の長は、注意情報の発表を知ったときは、直ちに、その旨を職員に伝達するとともに、あらかじめ定めてある役割分担に基づき、緊急措置を指示する。
 - (2) 利用者に対しても、適切な時期に、注意情報が発表された旨を伝達するとともに、冷静な対応を呼びかける。
 - (3) 利用者への伝達にあたっては、その利用形態に応じ、個人利用者には直接、団体利用者には主催責任者に伝えたうえ行うほか、手段についても、その利用状況に応じ、施設内放送、看板、たれ幕などにより適切に行う。
 - (4) 注意情報発表後に利用しようとするものについては、利用を見合わせるよう要請する。

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

- 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策 を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発す る。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本 情報の解除を伝える場合にも発表される。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および市民は一致協力して、地震防災応急対策および災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項に規定する災害応急対策(以下「地震防災応急対策」という。)に努め、被害を最小限にとどめなければならない。
- 市においても、各種防災対策をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

第1節 活動態勢

【本部管理部 本部管理班】

市の活動態勢

- (1) 対策本部の設置
 - 市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第 23 条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部を設置したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- (2) 本部の設置場所
 - 本部は、市役所西棟5階防災安全センター対策本部室に設置する。
- (3) 本部の標示掲出
 - 本部が設置された場合は、市役所正面玄関又は適切な場所に「武蔵野市災害対策本部」 の標示を掲出する。
- (4) 本部の所掌事務
 - ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
 - イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
 - ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
 - エ 防災機関の業務に係る連絡調整
 - オ 市民への情報提供

第6章 警戒宣言時の応急活動体制

第1節 活動態勢

- (5) 本部の組織
 - 本部の組織は、市災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところによる。(第2 部第2章第1節武蔵野市災害対策本部の組織・運営)

(6) 配備態勢

○ 警戒宣言時における市本部要員の配備態勢および配備人員は、市災害対本部運営要綱に 定める非常配備態勢とする。

市の業務等の対応措置

- (1) 窓口業務
- 警戒宣言が発せられた場合でも、市本庁舎、市政センター等の窓口業務は平常どおり行う。
- (2) 行事の中止、停止
- 市が主催または共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられた時から警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止または停止する。

防災機関等の活動体制

- (1) 各防災機関は警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。
- (2) 各防災機関は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。
- (3) 市の地域内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

相互協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、 各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- (2) 防災機関の長及び代表者は、市若しくは他の防災機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話等をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。又、市のみで対応できないものについては、東京都(都総務局総合防災部防災対策課)に対し同様の方法をもって応援の要請又はあっ旋を求めるものとする。
 - ア 応援を求める理由(あっ旋を求める理由)
 - イ 応援を希望する機関名(応援のあっ旋を求めるときのみ)
 - ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする日時、時間

- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

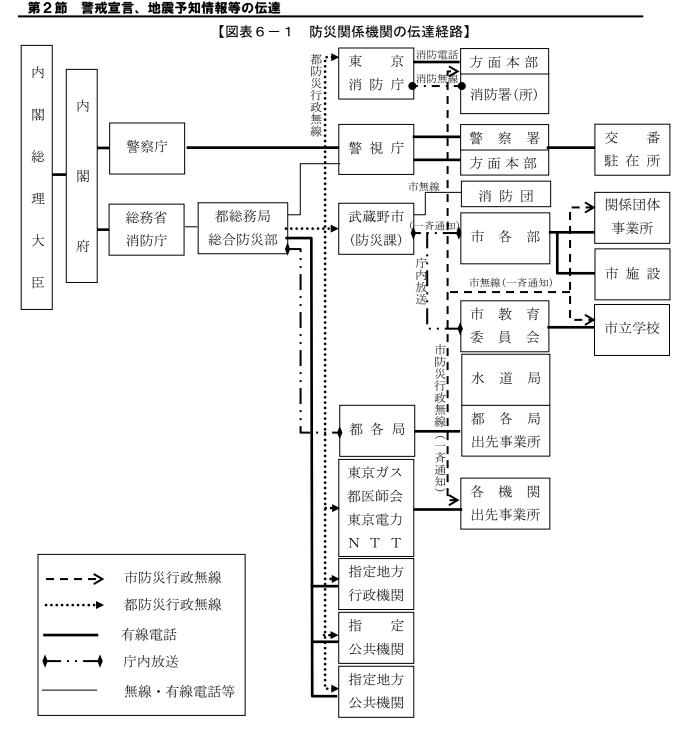
【本部管理部 本部管理班、武蔵野警察署、武蔵野消防署、防災関係機関、都】

- 防災機関は警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に 伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。
- 本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

第1 警戒宣言の伝達等

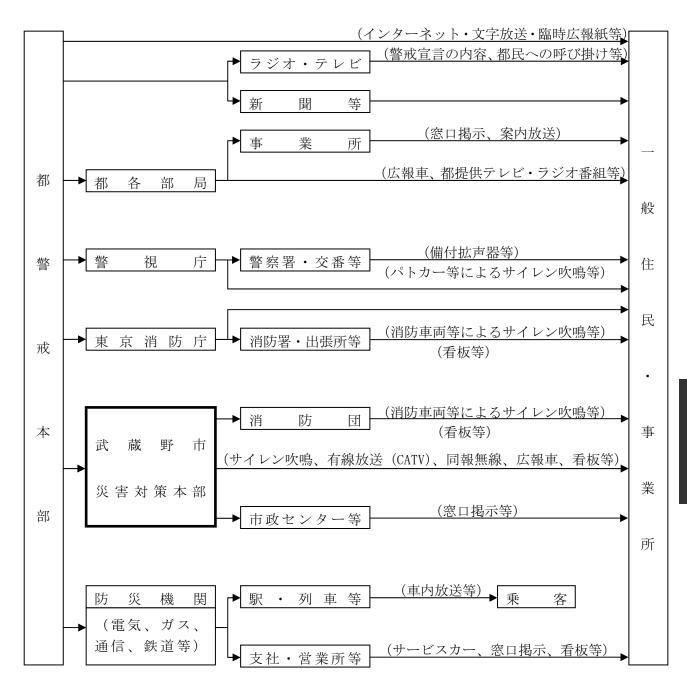
伝達系統

○ 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。



○ 一般住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

【図表6-2 一般市民に対する伝達経路】

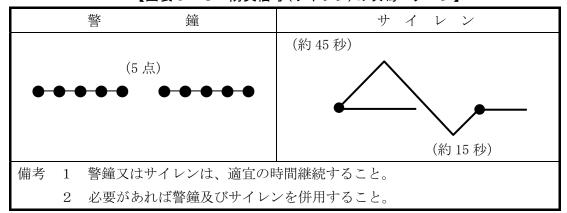


第6章 警戒宣言時の応急活動体制 第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

伝達態勢

機関	内容
市	1 警戒宣言及び地震予知情報等の発表は、都(総務局総合防災部)から市(防災課)に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。 2 防災安全部は、都(総務局総合防災部又は夜間防災連絡室)から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝達するとともに、直ちにその旨を市各部及び市立施設並びに防災関係機関・消防団に対し、庁内放送、防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し伝達する。 3 市各部及び市立施設は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちに窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 4 市民、事業所等に対しては、市防災行政無線(同報系)によるほか、警察署、消防署の協力を得て、パトロールカー、消防車等を活用し、サイレン吹鳴による防災信号(次頁図6-3参照)により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 5 市は、夜間・休日において都夜間防災連絡室から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けた時は、直ちにその旨を市当直室から防災安全部長を通じ各部長へ伝達する。
武蔵野警察署	 1 災害対策課長は、東京都又は警察庁から東海地震(南海トラフ地震のうち、駿河湾及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。以下同じ)の前兆現象に関連する情報(以下「東海地震注意情報」という。)が発表された旨の通報があった場合は、その旨を一斉通報で全所属に伝達するものとする。 2 警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
武蔵野消防署	1 消防署は、東京消防庁が都総務局から受けた警戒宣言及び地震予知情報等を消防無線その他の手段により伝達を受け、署員に徹底する。 2 消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
防災関係機関	市又は都総務局総合防災部から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び 出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団 体、事業者及び施設利用者に周知する。

【図表6-3 防災信号(サイレン)の吹鳴パターン】



伝達事項

- 警戒宣言が発せられた際に、伝達する事項は次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言の内容
 - (2) 市での予想震度
 - (3) 防災対策の実施の徹底
 - (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

- 警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話 の輻輳などの混乱も考えられる。
- これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等の媒体を活用した都 の広域的な広報が行われるが、市及び防災関係機関においても広報活動を実施する。
- 各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行う とともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策 本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報するもの とする。

(資料第34(警戒官言発令時の案文))

市の広報

○ 警戒宣言が発せられたときは、都及び各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を 中心に広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼び掛け
 - a 火の注意 b 水の汲み置き c 家具の転倒防止等
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

- (2) 広報の実施方法
 - ア 同報無線、広報車及び消防ポンプ車、インターネット及び防災市民組織等を通じて広報 活動を行う。
 - イ 協定に基づき、株式会社エフエムむさしのによる放送を行う。

東京都の広報

- 都においては、都の提供番組(テレビ・ラジオ)やインターネット、SNS等を最大限に 活用し、知事のコメント及び各種情報、都民に対する呼び掛け等の広報活動を行う。
- また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼び掛けを適宜実 施する。
- (3) 混乱防止のための対応措置
 - ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ①列車の運行状況
- ②駅等の混乱の状況 ③時差退社の呼び掛け等
- イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - ①道路の渋滞状況
- ②交通規制の実施状況 ③自動車利用の自粛要請等
- ウ 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - ①回線の輻輳状況
- ②規制措置の実施状況
- ③電話利用の自粛要請
- ④災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
- エ 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
 - ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況 ②物資の流通状況
- - ③買い急ぎをする必要のないこと等
- オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - ①金融機関の営業状況 ②急いで引き出しをする必要のないこと等
- カ 在住外国人等への情報提供
 - 都生活文化スポーツ局は、都警戒本部設置と同時に「外国人災害時情報センター」を 設置し、在住外国人及び関係団体等に対し、必要な情報の収集・提供を行う。

各防災関係機関の広報

- (4) 広報項目
 - 住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び市に準じて行う。
 - その主なものは次のとおりとする。
 - ア 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
 - イ 各防災関係機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請
- (5) 広報の実施方法
 - ア 各機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。
 - イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することを特に留意し、 施設等の実情にあった伝達方法を工夫するものとする。

- ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。
- エ 広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

第3 報道機関への発表

- 警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう 報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を 行う。この場合、秘書広報課が窓口となり、都及び関係機関との連絡を密にし、実施するも のとする。
- このほか、東京都災害対策本都、警視庁、東京消防庁、その他の各種防災関係機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

第4 放送要請

○ 警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じ、放送機関に放送要請する。

第3節 消防、危険物等対策

【武蔵野消防署、武蔵野警察署、本部管理部 本部管理班、都】

第1 消防対策

武蔵野消防署管内における活動態勢

- 武蔵野消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において次の対策をとる。
 - (1) 全消防職員の非常招集
 - (2) 活動部隊の編成
 - (3) 防災関係機関への職員の派遣
 - (4) 救急医療情報の収集体制の強化
 - (5) 救助・救急資器材の強化
 - (6) 情報受信体制の強化
 - (7) 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - (8) その他消防活動上必要な情報の収集

市民(事業所)に対する呼び掛け事項

- (1) 市民に対する呼び掛け事項
 - ア 情報の把握 テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
 - イ 出火防止 火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び

危険物類の安全確認

第6章 警戒宣言時の応急活動体制 第3節 消防、危険物等対策

ウ 初期消火 消火器、消火用水等の確認

エ 危害防止 a 家具類、ガラス等の安全確保

b ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(2) 事業所に対する呼び掛け事項

○ 警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等 にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよ う呼び掛けを行う。

第2 危険物等対策

危険物等対策

機関	内容
武蔵野消防署	○ 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防 災計画に基づき対応を図るよう指導する。
都環境局	 ○ (一社)東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請(1)警戒宣言等の伝達(2)事故発生時に準じた保安要員の確保(3)保安用品及び保安装置の再点検等(4)その他特に必要な事項 ○ 東京都高圧ガス地域防災協議会((公社)東京都高圧ガス保安協会、(一社)東京都LPガス協会及び(一社)東京都LPガススタンド協会)に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請(1)警戒宣言等の伝達(2)事故発生時に準じた保安要員の確保(3)保安上必要な施設及び設備の点検設備(4)地震による被害の防止及び軽減措置
都福祉保健局 保 健 所	 ○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請 (1) 貯蔵施設等の緊急点検 (2) 巡視の実施 (3) 充てん作業、移替え作業等の停止 (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 (5) 地震予知関連情報の収集及び伝達

放射性物質対策

機関	内	容
都福祉保健局	限に止めるための活動を行うR 員等の招集、装備器材の点検等 出動できる体制を整える。 2 RI使用医療機関に対する指導	乗施設、放射線治療病室等の安全点検 保安確認

危険物輸送

機 関	内
	○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、 次の対策を推進する。
武蔵野警察署	(1) 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての
	協力要請
	(2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化
	○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する
	事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよ
武蔵野消防署	う指導する。
	(1) 出荷及び受入れの停止又は制限
	(2) 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 救援·救護対策

【災対健康福祉部 医療班】

医療救護態勢

○ 医療救護態勢を確保するため、日赤・医師会に対し、医療・助産救護班の編成準備と待機 を要請する。

機関	内容
武蔵野赤十字病院	 医療班の編成準備 (1) 非常配備態勢に伴う救護班の編成 (2) 救護班携行器材の点検整備 2 救急患者の受入れ体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食料の点検確保
医 師 会 歯科医師会 薬 剤 師 会 柔道整復師会 助 産 師 会	1 発災時に備え、医療救護班の編成準備 2 患者等の受入れ体制の確保
健康福祉部	1 5師会へ医療救護班の編成準備要請 2 5師会へ患者等の受入れ体制確保の要請 3 その他、5師会との連絡調整

第5節 警備、交通対策

【災対都市整備部 道路管理班、武蔵野警察署、北多摩南部建設事務所】

第1 警備対策

機 関	内	容
武蔵野警察署	1 警備部隊の編成及び配備 ○ 速やかに警備部隊を編成する	とともに、混乱のおそれのあるJR・ 金融機関、興行場、主要交差点等に必
此		伴い、社会的混乱の発生が懸念される 警ら活動の強化等により市民等の不安 努める。

第2 交通対策

交通対策の基本

○ 警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針

- (1) 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- (2) 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。
- (3) 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。
- (4) 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。

運転者等のとるべき措置

- 警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。
- (1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。 イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する こと。
 - ウ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
 - エ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
 - オ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
 - カ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する こと。
 - キ 現場警察官等の指示に従うこと。
- (2) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき 避難のために車を使用しないこと。

第3 道路管理者等の措置

機	関	内	容											
		○ 警戒宣言が発せられた場合、	市は、避難道路等主として救援活動に係											
		る市道等を重点的に点検すると	ともに工事中の道路箇所については、原											
		則として工事を中止し、安全対	†策を講じておく。											
李古數學	± √17	(1) 危険箇所の点検												
都市整備部	○ 警戒宣言が発せられた際	院には、避難道路を重点に、地震発生時に												
		交通の障害となるおそれ <i>0</i>)ある道路の損傷等について調査し、安全											
													対策を実施する。	
	(2) 工事中の道路についての第	产全対策												

- 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全 対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
 - (3) 具体的な対応措置
 - 警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒宣言 が解除されるまでの間にとるべき措置として、工事請負人及び占用 企業者に対して次の事項について指示し、その結果の報告を求める。
 - ア 工事箇所及び資機材、危険物の総点検を実施する。
 - イ 公衆対策として、保安棚の強化、安全燈の配備、発電機の準備、 誘導員の配置等を行う。
 - ウ 可燃物、爆発物の格納、撤去等危険物の処理を行う。
 - エ 開口部の閉鎖、段差の解消、埋戻し、覆土、山留等仮設物の補 強を行う。
 - オ 現場内の資機材の片付け及び櫓、杭打機等の撤去等を行う。

北多摩南部 建設事務所

1 危険箇所の点検の実施

- 警戒宣言が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、 地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、 緊急特別点検を実施する。
- 2 工事中の道路についての安全対策を確立
 - 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止して安全対策を 確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第6節 公共輸送対策

【本部管理部 本部管理班、JR東日本、私鉄各社、都、東京消防庁】

第1 鉄道対策

情報伝達

- (1) 警戒宣言の前の段階
 - 旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出 張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。
- (2) 警戒宣言が発令されたとき
 - 警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

乗客集中防止対策

○ 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、次の各機関において、乗客の集中を防止する措置をとる。

機関	内容
都・市	 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼び掛ける。
東京消防庁	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の 判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
JR東日本 私 鉄 各 社	 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

主要駅での対応

○ 駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機関 旅客の安全を図るための措置 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するととも に、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 京 王 電 鉄 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。			
2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するととも JR東日本 京王電鉄 西武鉄道 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するととも に、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するな どの措置を行う。	機関	旅客の安全を図るための措置	
5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。	京王電鉄	2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。4 状況により、警察官の応援を要請する。	

主要駅等の警備

○ 警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

第2 バス、タクシー等対策

情報伝達

第6章 警戒宣言時の応急活動体制 第7節 学校、福祉施設、病院対策

○ 乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを 知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

混乱防止措置

- (1) 旅客の集中防止
 - 旅客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署等防災関係機関及びバス会 社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する 広報及び指導を行う。
- (2) バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止
 - 関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当 たる。

第7節 学校、福祉施設、病院対策

【災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班、災対健康福祉部 医療班】

第1 学校(幼稚園、小学校、中学校)

登校前、登(下)校途中の措置

- (1) 登校前(在宅中)に警戒宣言が発せられたときは登校しない。
- (2) 登校途中に警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校して学校の指示に従う。又、下校中の場合は、そのまま帰宅することを原則とするが、学童クラブを利用することにしている児童は、そのまま学童クラブに行き、職員の指示に従う。

在校(園)時の措置

- 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業(保育)を打切り、警戒宣言の解除までは 臨時休校の措置をとり、幼児、児童、生徒を次のとおり帰宅させる。
 - (1) 幼稚園、小学校の幼児、児童については、保護者又は保護者が委任した代理人(以下「保護者」という。)に引き渡す。
 - (2) 引渡しは、施設内において、担任が引渡しカードにより保護者及び帰宅先を確認してから行う。
 - (3) 保護者が引取りにこられない幼児、児童は、引取りがあるまで学校(園)で保護する。
 - (4) 中学校の生徒については個々に、帰宅経路、手段(徒歩、自転車、バス等)、所要時間、 同伴者、帰宅先等を確認してから帰宅させる。
 - (5) 小・中学校心身障害児学級の児童、生徒については、幼稚園、小学校の措置と同様であるが、引渡しの時期については、警戒宣言が発せられた時から対応するものとする。なお、スクールバスを利用している児童、生徒については、スクールバスを運行し、事前に指定してある地点において保護者に引渡す。

校外指導時の措置

(1) 宿泊を伴う指導時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域の内外を問わず、地元官公署と連絡を取り、その指示に従う。又、速やかに学校に連絡を取り、校長

は、その対応の状況を市災害対策本部に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(2) 遠足等の場合は、その地の官公署と連絡を取り原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校(園)が危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

強化地域の場合は、その地の官公署と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。学校への連絡、保護者への周知は前項と同様の措置をとる。

(注) 電話の輻輳により、連絡が取りにくくなることを十分考慮する。

残留する幼児、児童、生徒の保護

- (1) 学校(園)に残留する幼児、児童、生徒を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される数を把握し、各学校(園)において調達計画を立てておく。又は業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- (2) 残留する幼児、児童、生徒の保護のために必要な人数の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (3) 残留する幼児、児童、生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く関係機関へ報告する。

学校におけるその他の対応措置

- 幼児、児童、生徒を帰宅させた後、教職員の役割分担に基づき、次の措置とる。
 - (1) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
 - (2) 火気、薬品類等による出火防止
 - (3) 食料、寝具、医薬品等の点検、確保
 - (4) 備品等の転倒、落下防止
 - (5) 非常持ち出し品の準備

警戒解除宣言後の授業の再開等

- (1) 警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、市からの伝達等によって得るものとする。
- (2) 警戒解除宣言後の授業の再開は、学校(園)長が市教育委員会と協議して定める。
- (3) 警戒解除宣言が発せられたときは、速やかに、その旨及び授業の再開日時を表示した看板等を学校(園)の正門又は正面玄関に掲示するとともに、継送電話等により保護者へ周知する。なお、給食等については、再開後もその態勢が整うまで、実施を延期することがある。

その他

(1) 私立の学校(園)における対応措置

私立の学校(園)及び都立高校においては、都総務局が作成した「学校における警戒宣言に伴う対応措置作成のための資料」に基づき、市立の学校(園)と同様の対応措置をとるようにしている。

第2 福祉施設等 (保育園、児童館、高齢者総合センター、障害者福祉センター等、特別支援学級、 学童クラブ)

1 登園(校)前、及び途中の措置

○ 登園(校)前(在宅中)に警戒宣言が発せられたときは登園(校)しない。

2 在園(校)時の措置

- 警戒宣言が発せられたときは、臨時休業の措置をとり、次により帰宅させる。
 - (1) 保育園、学童クラブにおいては、名簿の確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡すものとし、保護者が引取りにこられない児童等については、引取りがあるまで園(校)等で保護する。
 - (2) 児童館を利用する児童については、帰宅経路、手段、帰宅先等を確認のうえ帰宅させる。 この場合、同方向に帰る者は、連れだって帰宅するように指導する。
 - (3) 高齢者総合センター・障害者福祉センター等においては、帰宅先、同伴者等を確認のうえ帰宅させる。
 - (4) 園児・利用者の引き渡しに際して、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
 - (5) 注意情報の報道開始後に、保護者が児童等の引取りに来園(校)した場合は、上記(1) により対応するものとする。なお、スクールバスを使用している児童等については、注意 情報の段階で当該バスを運行して帰宅させるものとし、事前に指定してある地点で保護者 に引渡す。

3 残留する児童等の保護

- (1) 園等に残留する児童等を保護するために必要な食料等については、あらかじめ予想される数を把握し、各園等において調達計画を立てておく。
- (2) 児童等を保護するために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある役割分担 に基づき措置する。なお、人員が不足する施設にあっては、応援職員の派遣を市災害対策 本部に要請し確保する。

4 施設の防災措置

- (1) 備品等の転倒、落下防止
- (2) 消火用具の点検、消火用水の汲み置き
- (3) 食料、寝具、医療品等の点検、確保
- (4) 火気、電気設備の点検、保守

5 警戒解除宣言後の施設の再開等

- (1) 警戒解除宣言は、テレビ、ラジオの報道、市からの伝達等によって得るものとする。
- (2) 警戒解除宣言後の施設の再開は、施設の長が所管部課と協議して定める。 ア 保育園、学童クラブ

第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策(不特定多数の者が集まる施設の対策)

- 解除の時期、施設の状況等により、所管部課と協議して早期再開を図る。また、学 童クラブは、小学校の再開時期に合わせるものとする。
- イ 高齢者総合センター・障害者福祉センター等、児童館
 - 解除の時期、施設の状況等により、所管部課と協議して早期再開を図る。なお、給食等については、再開後も、その態勢が整うまで、実施を延期することがある。

第3 病院、診療所

1 診察態勢

○ 機関別対応は、次のとおりである。

機関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
武蔵野赤十字病院	1 可能な限り、診療 を行う。 2 救急患者の受入 体制を講ずる	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により退院させる。	○ 手術、分娩中の 者については、医 師の指示により 安全措置を講ず る。
医師会・歯科医師会 (民間病院・診療所)	○ 医療機関の状況 に応じ、可能な限 り、平常どおり診 療を行う。	○ 退院及び一時 帰宅を希望する 者には、担当医師 の判断により許 可を与える。	○ 医師の判断に より、日程の変更 可能な手術・検査 は延期する。

2 防災措置

- 病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は 軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。
 - (1) 建物、設備の点検・防災措置
 - (2) 危険物の点検・防災措置
 - (3) 落下物の防止
 - (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
 - (5) 職員の分担事務の確認
 - (6) 備蓄医薬品の点検・防災措置

3 その他

○ 収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜伝達する。

第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策(不特定多数の者が集まる施設の対策)

【災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 医療班、災対子ども家庭部 庶務班、災対教育部 庶務班】

第1 高層建築物等、劇場、映画館、地下街等

第8節 高層建築物、劇場、集会施設等対策(不特定多数の者が集まる施設の対策)

○ 武蔵野消防署における各事業所に対する指導は、第3部第2章第4節出火、延焼等の防止に基づき実施するが、特に不特定多数の者が集まる施設については、主として次によるものとする。

1 高層建築物等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 応急処置に必要な資材の準備
- (5) ビル内店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 店舗棟の利用客に対しての、必要な情報の伝達及び、誘導の実施
- (7) エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用

2 劇場、映画館

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 応急処置に必要な資材の準備
- (5) 営業の中止又は自粛
- (6) 施設利用者への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

3 地下街等

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 応急処置に必要な資材の準備
- (5) 地下街店舗については、営業の中止又は自粛
- (6) 利用客に対しての必要な情報の伝達及び、従業員による誘導の実施

第2 市立集会·利用施設

○ 不特定多数の市民等が利用する市立集会・利用施設については、混乱防止の観点から、次 の措置を講ずる。

対象施設と所管部

所 管 部	対 象 施 設
市民部	コミュニティセンター、市民文化会館、芸能劇場、公会堂、スイングホ
111 17 111	ール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター
健康福祉部	保健センター、高齢者総合センター、障害者福祉センター、みどりのこ
迷 塚怕怔乱	ども館(おもちゃのぐるりん)

子ども家庭部	児童館、0123 吉祥寺、0123 はらっぱ
教 育 部	図書館、総合体育館、運動場、市民会館、武蔵野プレイス

対応措置

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、直ちに閉館の措置をとる。
- (2) 閉館にあたっては、個人施設利用者に対しては直接、団体施設利用者に対しては主催 責任者に連絡したうえ、警戒宣言が発せられたことを伝達し、職員の誘導により安全に 退館させる。
- (3) エレベーターの運転を中止し、階段を利用するように指導する。
- (4) 利用者を退館させた後、次の防災措置を講ずる。
 - ア 消火用水の汲み置き、消火器具・設備の点検
 - イ 火気、電気設備の点検、保守
 - ウ 落下物の防止、備品等の転倒防止

第9節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

【東京電力、東京ガスグループ、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、通信事業者】

第1 電気

電力の供給

○ 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

人員、資機材の点検確保

- (1) 要員の確保
 - 非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。
 - また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。
- (2) 資機材の点検確保
 - 非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材(予備品、発電車、変圧器車等)、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

電力の緊急融通

○ 非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力 会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

安全広報

○ 非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

施設の応急安全措置

○ 関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設 保全上の応急措置を速やかに実施する。

第2 ガス

ガスの供給

○ 警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続する こととし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講 じ得る全社態勢を確立する。

避難等の要請

○ 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、 帰宅等を要請する。

工事等の中断

○ 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

人員、資機材の点検確保

- (1) 人員の確保と配備
 - 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安 要員を確保し、警戒態勢を確保する。
- (2) 資機材の点検・確保
 - 保安通信設備の健全性確認、保安電源設備の燃料残量確認及び確保、復旧工事用資機材の点検整備を行う。

警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

- (3) 広報の内容
 - 不使用ガス栓の閉止の確認
 - 地震発生時のマイコンメータ自動停止,身の安全の確保
 - 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作
- (4) 広報の方法
 - 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
 - テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
 - 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3 上水道

飲料水の供給及び広報

○ 警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を 確保し地震の発災に備えて「水を汲み置く」よう広報する。

(1) 広報の内容

- ア 飲料水
 - 防災タンク、ポリタンク、バケツ、その他の容器を利用する。
- イ 水洗便所等の生活用水
 - 浴槽水などを利用する。
- ウ 飲料水の水質
 - 汲み置き水は覆蓋等をかけ、防災タンク等の水は新しい水に汲みかえる。
- エ 貯溜水の流出防止
 - 汲み置き容器の転倒防止等汲み置き水の流出防止策を講じる。

(2) 広報の方法

- ア 指定給水装置工事事業者の店頭に広報文の掲示を依頼する。
- イ 広報車等をもって実施する。
- ウ 市の防災行政無線により行う。

人員、資機材の点検確保態勢

○ 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて、情報連絡網の確保、水道施設の保安 点検の強化及び応急資機材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、地震発生時には、 給水態勢がとれるよう確立を図る。

施設等の安全措置

- (1) 浄水場においては、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わないよう日常薬品類の適正な貯蔵に留意する。
- (2) 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうるよう送配水 圧を調整する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた保安点検項目に従い実施する。
- (4) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。又、掘削を伴う工事で速 やかに安全強化措置がとれないものは原則として埋戻しを行う。なお、当施設が他企業の 工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

第4 下水道

施設等の保安措置

- 警戒宣言が発せられた場合、施設等の安全措置を次のとおり実施する。
 - (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、管渠施設・ポンプ所施設等の巡視、点検の強化及び整備を行う。
 - (2) 工事現場においては、工事を中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第5 電話、通信

警戒宣言時の輻輳防止措置

○ 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。 このため、各機関は次の措置をとることとする。

1		銭関は次の措直をとることとする。	
機	関	内容	
		○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する	規程に基づき、通
		信の疎通等に係る業務を適切に運用する。	
		1 確保する業務	
		(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤ	ル通話
		(2) 街頭公衆電話からの通話	
		(3) 非常、緊急扱い通話	
NTT	東日本	(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備	
		2 可能な限りにおいて取り扱う業務	
		(1) 一般加入電話からのダイヤル通話	
		(2) 防災関係機関等から緊急な要請への対応	
		(ア) 故障修理	
		(イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通	
		(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない	業務がある。
NI	ТТ	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通	信の疎通は、可能
		な限り平常時と同様に維持する。	
	ユニケー ・ンブ	○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は	著しく輻輳したと
ションズ		き、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要	な措置を行う。
		○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が	予想されるため、
NTTドコモ	必要により以下の措置を行う。		
	○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著	しく輻輳したとき	
	は、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措	置を行う。	
		○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は	可能な限り平常時
КГ	DDI	と同様に維持する。	
		○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし	
		たときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限	等の措置を行う。

ソフトバンク	警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保
テレコム	するため、利用制限等の措置を行う。
ソフトバンク	
モバイル	

広報措置の実施

機関	内容
	1 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の抗
	置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に挑
	げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示
	等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
	(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信
NTT東日本	手段
N I I 来口本	(2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況
	及びサービス提供状況を含む。)
	(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
	(4) その他必要とする事項
	2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行
	い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
	○ 警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した
	場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対
NTT	し次の事項を広報する。
コミュニケー	1 国内・国際通信の疎通状況
ションズ	2 国内・国際通信の輻輳対策
	3 お客様に協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等台
	む)
	○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラ
	ジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。
	1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段
	2 支店等営業窓口における業務実施状況
NTTドコモ	3 利用者に対し協力を要請する事項(災害用伝言板、災害用音声お届
	けサービスの準備状況を含む。)業務の取扱を中止したときの理解と
	協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を
	求める周知等
	4 その他必要とする事項
KDDI	○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ランジナーラレビ祭の和洋機関答なるドブの広報、党業日祭日、の担言答と
	ジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等に
	より、利用者に対し主に次の事項を広報する。
	1 通信サービスの疎通状況

	2 通信サービスの輻輳対策	
	3 利用者に協力を要請する事項	
	○ 警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用	
ソフトバンク	者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通	
テレコム	じ情報提供に必要な広報を行う。	
ソフトバンク	1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況	
モバイル	2 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請	
	3 その他必要とする事項	

防災措置の実施

火打直の夫 心	_					
機関		内	容			
		警戒宣言発令時の防災措置は	、以下のとおり実施する。			
NTT東日本	1	警戒本部又は情報連絡室を	設置			
	2	2 各対策組織の必要要員を招集				
	3	社外機関との情報連携				
	4	4 通信サービス利用者の協力を得るための広報				
	5	5 電源、物資及び人員の確保				
	6	6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保				
	7	その他必要な事項				
		警戒宣言が発せられた場合、	大規模地震防災応急対策は、以下のとお			
	り実施する。					
NTT	1	警戒宣言等情報の伝達とお	客様等への周知			
	2	非常態勢の発令及び地震災	害警戒本部の設置			
コミュニケーションズ	3	対策要員の確保				
ションス	4	社外機関との協調				
	5	お客様及び社員等の安全確	保			
	6	地震防災応急対策業務の実	施			
	0 4	警戒宣言が発せられた場合、	大規模地震防災応急対策は、以下のとお			
	り	実施する。				
	1	警戒宣言等の伝達				
NTT ドラエ	2	警戒宣言のお客様等への周	知			
NTTドコモ	3	対策要員の確保				
	4	社外機関との協調				
	5	お客様及び社員等の安全確	保			
	6	地震防災応急対策業務の実	施			
KDDI		,	関連情報の伝達に加え、次の防災措置を			
	とる	-				
	1	災害対策本部等の対策活動	組織の確立			
	2	情報連絡体制の確立				

	为10即 王伯彻真对宋		
	3 通信設備の点検		
	4 通信疎通の監視、管理体制の強化		
	5 災害対策用設備の点検		
	6 その他、一般防災に関する措置		
	(1) 事務機器等の転倒防止措置		
	(2) 危険物等の保安点検		
	(3) 火気の使用制限措置		
	(4) 応急対策物資の点検		
	(5) 医療、救護備品の点検		
	(6) 局舎警備の強化		
	(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準		
	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。		
	1 警戒宣言等の伝達		
ソフトバンク	2 警備体制の確立		
テレコム	3 対策要員の確保		
ソフトバンク	4 社外関係機関との連携・協力		
モバイル	5 災害対策用設備・資機材の確保		
	6 社員の安全確保		
	7 その他必要な事項		

第10節 生活物資対策

【本部管理部 本部管理班、都】

市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

機関	内	容
都生活文化ス		な行動を促すため、主要な生活関連物資
ポーツ局	の生産及び流通等に関する情報を	ど把握し、適切に情報提供を行う。
都中央卸売市場	するとともに、卸売業者を通じて ○ 市場取引秩序を維持し、生鮮な	売業者等に対して、在庫品の放出を要請 で産地・出荷者に対し出荷要請を行う。 食料品価格の安定を図るため、場内関係 の変更、買出人に対する規制等必要な措

物資の事前確保

- 食料等応急生活物資について、調達計画を策定する。
- 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- 商工会議所・商店連合会等に、物資の供給態勢を整えるよう依頼する。
- 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保する。

第11節 金融対策

【災対財務部 出納班】

関係機関(関東財務局、日本銀行)の対応措置

- (1) 金融機関の業務確保
 - 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。

イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その 後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。

イ 上記1(1)なお書き及び(2)イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段 を用いて告示するよう配慮させること。

日本銀行の対応措置

○ 日本銀行は、通貨の円滑な供給の確保に関すること、資金決済の円滑の確保を通じ信用秩 序の維持に資するための措置に関すること等を行う。

市民への広報

- (4) 預貯金の引き出し
 - 市民に対し、不要不急な預貯金の引き出しをしないよう防災行政無線、広報車等により 呼び掛けを行う。

(5) 市税等

- 警戒宣言が発せられことによる交通混乱等が発生し、市民税の申請や納付が困難な場合 には、その期限の延長等について、弾力的に対処する。
- 警戒宣言が発せられた後、引続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、 市税等の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。